

家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	<u>随時</u> （急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	<u>随時</u> （認定後速やか）
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	<u>急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者</u>
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額） ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	<u>前年所得</u> ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	<u>急変事由が生じた後の所得</u> ※給与明細や帳簿等で確認（数か月分の所得から年間所得（見込）を推計）
支援区分の変更	<u>毎年、夏</u> に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（ <u>年1回</u> ）	<u>3カ月毎</u> （急変事由発生から15カ月経過後は1年毎）に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は先の扱いに戻す）